



みやぎ税務会計事務所通信

≪ 2023年6月 ≫



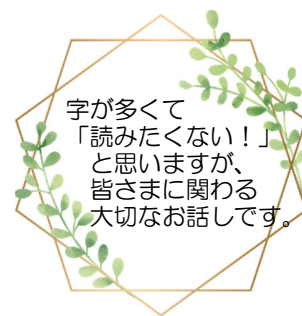
税務の話題

「インボイス制度」総点検！

本紙でも、たびたびご案内をしている「インボイス制度」。
いよいよ3か月後に開始…皆さまにとっても“近い”話題になってきていると感じます。
ただ、税制改正で小規模事業者に対する特例措置も発表され、制度が複雑になっています。

2023年10月からの制度開始に備え、ひとつずつチェックをしながら、
皆さまご自身の状況をご確認いただきたいと思います。

.....



【確認①】 2023年10月1日の時点で、消費税を

納める義務がある（課税事業者） ⇒ 【確認②】

納める義務はない（免税事業者） ⇒ インボイスの発行はできません。
事業に影響がないか、改めてご確認ください。



基本的には、2期（年）前の課税売上高（消費税を預かった取引）の合計で判断します。

年 月 期 ⇒ 円 1,000万円以下は免税事業者です。

ただし、この額が1,000万円以下でも、今回「インボイス発行登録事業者」の申請届出をされた方は
2023年10月1日から課税事業者です（消費税の世界に入ります）。

【確認②】 「適格請求書発行事業者登録番号」の申請は

完了している（もしくは通知書待ち） ⇒ 登録番号は T _____

まだ申請していない ⇒ 今すぐ、登録申請書を提出しましょう！
弊所と顧問契約をいただいている方は、弊所より
電子申請にて提出できます。お声をかけてください。



2023年5月中旬の時点では、申請から番号の通知まで約1か月半かかるようです。

（国税庁発表資料より/e-Taxで提出の場合）

【確認③】 発行する請求書や領収書はインボイスに

対応済み！ ⇒ 9月までに再確認をお願いいたします

これから対応予定 ⇒ ご利用中の請求書発行ソフトの対応状況も含め、
早めにご確認をお願いいたします。
（市販のソフトウェアであれば、インボイス対応ができるものと思われます。）



インボイスの様式は自由（手書きもOK）ですが、必要な記載事項が決められています。
特に「適用税率」と「税率ごとに区分した消費税額」は記載しなければならない事項と
なりますので、ご注意ください。また、消費税計算は「1インボイスにつき1回」です。

